

課税処分当日の根抵当権設定が詐害行為であるとされた事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 9 月 8 日

【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 14636 号

【事 件 名】 詐害行為取消請求事件

【裁 判 結 果】 認容

【参 照 法 令】 国税通則法 42 条、平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法 424 条

【掲 載 誌】 金判 1630 号 36 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25591036

法政大学教授 高須順一

事実の概要

X（原告・国）は、A 株式会社（以下「A 社」という。）に対し有する租税債権に基づき課税処分を行い、これに係る通知書が平成 29 年 6 月 30 日午前 11 時 16 分までに A 社に送達されている。一方で、A 社は、同日午後 3 時から午後 5 時頃に、被告 Y₁ 銀行及び被告 Y₂ 銀行との間で、A 社が両銀行から借り入れている合計 50 億円を担保するために A 社が所有する不動産（以下「本件不動産」という。）に、それぞれ根抵当権設定契約を締結し、同日午後 5 時 13 分にオンラインで各根抵当権設定登記申請を行い、受け付けられている。

平成 29 年 9 月 12 日、X は国税徴収法 47 条 1 項及び 68 条に基づき、本件不動産を含む A 社所有の不動産を差し押さえ、同日、その登記を完了した。また、A 社は、平成 30 年 8 月 7 日、上記課税処分の取消しを求める訴訟（以下「別件税務訴訟」という。）を提起した。この訴訟は令和 2 年 6 月 19 日、A 社の請求を棄却する判決が言い渡され、A 社がこれを不服として控訴した。

このような事実関係において、X が Y₁ 銀行及び Y₂ 銀行を被告として上記各根抵当権設定契約を詐害行為として取り消し、根抵当設定登記の抹消登記手続を求めて提起したのが本件訴訟である。なお、Y₂ 銀行が、A 社に対し有する債権の一部を Y₁ 銀行に譲渡し根抵当権一部移転登記もなされていることとの関係で、この一部移転登記の抹消も請求内容となっている。

さらに、A 社と Y₁ 銀行、Y₂ 銀行との間でコミットメントライン契約（特定融資枠契約）が締結されており、一定の場合には平成 29 年 8 月末日を実行希望日とする貸付の実行日と同日付で本件不動産について根抵当権を設定し、その仮登記手続を行う旨の担保供与条項が存在していた。

判決の要旨**1 被保全債権の有無**

この訴訟では、①被保全債権の存否、②本件各根抵当権設定契約の詐害行為該当性、③上記②に関する被告らの認識の有無が争点とされたが、判決はいずれもこれを認め、原告の請求を認容した。まず、①被保全債権の存否については、判決は提出された証拠に基づき合計 33 億 7052 万 0685 円の債権の存在を認めた。別件税務訴訟が係属中であることに關しては、たとえ違法な行政処分であっても、その違法が重大かつ明確で当該処分を当然無効ならしめるものと認めるべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものとする最三小判昭 30・12・26（民集 9 卷 14 号 2070 頁）を引用の上、本件では被告らが本件各課税処分に重大かつ明白な違法があることは何ら主張していないとした。

2 詐害行為該当性

判決は、債務者が債権者のために根抵当権を設定する行為が詐害行為となることを認めた最二小

判昭 32・11・1（民集 11 巻 12 号 1832 頁）に依拠して同様の判断を示した。なお、破産法の否認権制度との均衡や、平成 29 年法律第 44 号による詐害行為取消権規定の改正の立法経緯及び新規定の要件等を根拠に、一部の債権者に対する担保供与行為は改正後民法 424 条の 3 の規定を参照し、いわゆる通謀的害意を要件とすべきとの被告らの主張に対して、判決は本件各根抵当権設定行為が改正後民法 424 条の 3 の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）の前の行為であり、平成 29 年法律第 44 号の附則 19 条により改正前の民法が適用されることを指摘し、直ちに改正後民法の規定を参照すべきものということとはできないとした。さらに、通謀的害意の要件との関係では、担保提供行為は債務者の義務ではない以上、これを弁済と同視することはできず、通謀的害意を必要とすると解することはできないと判示している。

次に、被告らが詐害行為該当性の判断の基準時について、コミットメント契約中の担保供与条項の存在を理由に、上記契約を締結した平成 29 年 3 月 31 日を基準とすべきであると主張した点に関して、判決は本件各根抵当権の設定は上記担保供与条項に基づくものではなく、本件各根抵当権設定は上記 6 月 30 日時点での新たな合意によるものであるとし、同日を基準とすると判断した。

また、いわゆる債務者の無資力要件について、判決は各課税処分額を加えると、本件各根抵当権設定行為の時点（平成 29 年 6 月 30 日）で少なくとも 25 億 5963 万 7561 円の債務超過となり、無資力状態であったと判断している。

そして、A 社が債権者を害することを知っていたという主観的要件についても、証拠から遅くとも平成 29 年 6 月 30 日時点までには、本件各課税処分により自社が無資力の状態に陥る可能性を具体的に認識していたと認定している。

3 被告ら（受益者）の認識

被告らの認識に関して、被告らは、本件各根抵当権設定行為は貸付義務の停止に伴い債権保全措置としてなされたものであって、原告の租税債権に優先して貸付債権の回収を図る意図は有していなかったこと、設定時点では A 社が十分な資力を有するものと認識していたことを主張していた。しかし、判決は本件各根抵当権設定契約が租税債

権に優先して債権回収を図ることを主たる目的として締結されたものであるとし、資力に関しても証拠から被告らは本件各根抵当権設定契約を締結した時点で、A 社が無資力であることを認識していたものと認めるのが相当と判示している。

4 その他の判断

さらに本件訴訟において被告らは、本件各根抵当権設定が、① A 社の事業継続のためのやむを得ない担保供与であり、かつ、合理的な限度を超えないものであったこと、② 融資と同時にされた担保提供行為（いわゆる同時交換的行為）であることも主張していたが、判決は以下のように判示している。すなわち、①の事業継続の必要の観点については、本件各根抵当権設定が租税債権に優先して債権回収を図ることを主たる目的としたものであったと認定し、このような担保供与の動機・目的を踏まえると、本件各根抵当権設定契約の締結は、債権保全の手段・方法としての相当性を欠くものであったといわざるを得ないとし、詐害性を否定すべき事情があるとはいえないとした¹⁾。

また、②の同時交換的行為の主張に対しては、その実質において旧融資の返済期を繰り延べたことと径庭がないとし、本件各根抵当権設定契約の締結は、同日以前に存在した旧来の債務について担保を提供したことと何ら変わるものではないとして、これを否定した。

判例の解説

一 本件判決の評価

1 経過措置との関係

本件判決が指摘するように本件は平成 29 年 6 月 30 日の根抵当権設定行為の詐害行為該当性が問題となっており、平成 29 年法律第 44 号附則 19 条により、改正前の民法 424 条（以下「改正前 424 条」という。）が適用される事案である。なお、国税の徴収に関しては国税通則法 42 条が債権者代位権と詐害行為取消権の規定を準用する旨を規定している点にも留意する必要がある。

2 改正前の詐害行為取消権の成立要件

一般的な財産減少行為を念頭においた場合の改正前 424 条の成立要件（請求原因事実）は、①被

保全債権の存在、②詐害行為の事実（これは債務者の行為と債務者の無資力からなる）、③債務者の詐害の意思の3点となり、その上で、④受益者の善意が詐害行為の成立を妨げる抗弁事実となる。なお、①の被保全債権は詐害行為の前に生じたものであればよく履行期が到来していることを要しない（大判大9・12・27民録26輯2096頁）。③の害意は、一般的な財産減少行為に関しては、その行為が債権者を害するという認識で足りるとされている（最判昭35・4・26民集14巻6号1046頁）。

3 本件判決の判断内容

本件判決は、改正前の詐害行為取消権の成立要件を丹念に検討することにより、詐害行為の成立を認め、取消権行使を許容したものである。具体的には被保全権利について別件税務訴訟が係属している点を前掲最三小判昭30・12・26に従って判断をした点、担保を供与する行為について従来の判例法理である前掲最二小判昭32・11・1に従った判断を示した点、詐害行為性の判断において同時交換的行為であることを否定した点などが注目されるが、いずれについても改正前424条において積み重ねられてきた判例法理に忠実な判断を示したと評価することができる。

本件判決が言い渡された時点では、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号、以下「改正法」という。）が既に施行されており、仮に本件が改正法下での詐害行為事案であれば改正法424の3の適用が考えられるものであっただけに、その判断が注目された。しかし、本件判決はあくまで改正前424条が適用される事案であった点を重視し、被告らの主張を退けている。

また、改正前424条の下においても、一定の詐害行為類型においてはその要件判断を、一般的な財産減少行為とは異にする判例法理が定着していた。債務の本旨弁済行為については、債務者と弁済を受ける債権者（受益者）との間に通謀的害意が存在する場合には例外的に詐害行為となるが、それ以外の場合には原則、詐害行為とはならないとの判例法理（最二小判昭33・9・26民集12巻13号3022頁）が存在する。また、不動産の時価相当額での売買行為についても原則、詐害行為となるものの、有用の資（これは当該行為に至った債務者側の動機、目的あるいは売買であれば取得し

た代金の使途などから判断されるとされていた）に当てた場合には例外的に詐害行為性が否定されとの判例法理（最一小判昭42・11・9民集21巻9号2323頁）が存在していた。本件訴訟において被告らは前述のとおり通謀的害意の存在を必要とすべきと主張し、さらには、事業継続のためのやむを得ない担保供与であり、かつ、合理的な限度を超えないと主張するなどして、これらの判例法理の適用の可能性を主張している。しかし、本件判決は弁済行為と担保供与行為との違いを指摘し、あるいは本件各根当権設定契約の動機・目的に着目し、債権保全の手段・方法としての相当性を欠くと判示し、被告らの主張をいずれも退けている。これらの点についても、本件判決は改正前424条の解釈、運用に忠実な判断をしているといえることができる。

4 本件判決の評価

本件判決があくまで改正前424条が適用される事案であったことを考慮すれば、以上のような判断はいずれも適切というべきであろう。しかしながら、その結果、A社は金融機関からの融資継続の可能性を断たれることとなっている。また、本件は法令によって優先権が与えられる租税債権と契約によって優先弁済権を取得できる抵当権者の優劣をめぐる争いであり、一般債権者のための責任財産の保全という詐害行為取消権がそもそも想定しているケースとはかけ離れたものとなっている²⁾。そのため、結果の妥当性という観点からはどこか座りの悪さのようなものを感じさせる。改正法の下では、この座りの悪さは克服されるのであろうか。以下、この点を検討する。

二 改正法での扱い

1 特殊詐害行為類型の明文化

改正法は、倒産法上の否認権との平仄を図り、これらと同様の規定を明文化することを試みている。いわゆる同時交換的行為に関する破産法161条1項と同様の規定が改正法424条の2である。特定の債権者に対する担保の供与等に関する破産法162条1項の規定に相当するのが改正法424条の3である。後者についてはいわゆる支払不能が要件とされているが、改正法424条の3は、支払不能要件に加えて従来の判例法理であった通

謀的害意を加えた規律となっている。

2 本件事案の分析

本件事案で被告らは同時交換的行為であるとの主張もしているが、それは本件判決の取るところではない。筆者もこれに賛成である。したがって、本件は既に存在する債務について債務者が根抵当権を設定した行為と理解すべきであり、改正法 424 条の 3 が適用されるべき事案となる。

そして判決の事実認定に基づくならば本件各根抵当権設定契約は A 社の同意を必要とした非義務的行為とのことであるので、改正法 424 条の 3 の下で詐害行為性を肯定するためには、少なくとも A 社が支払不能となる前 30 日以内であったことが必要となる。A 社にそのような事実がなければ、改正法 424 条の 3 による詐害行為取消権の行使は許容されず改正法の下では本件判決と結論を異にすることになる。筆者が感じた座りの悪さは改正法の下では是正されることになる。

三 改正法の下での通謀的害意要件について

本件は支払不能要件によって詐害行為性が否定される事案となると解されるが、改正法 424 条の 3 は、通謀的害意要件も規定しているので、この点についても指摘、検討する。

第 1 点は、改正前 424 条において判例法理として存在した通謀的害意要件は、極めて厳格なものと理解、運用されていた点である³⁾。仮に改正後も同様な運用をすることになれば、改正法 424 条の 3 の適用を倒産法上の否認権と比して徒らに制限することになってしまう。より弾力的な新たな解釈が求められるところである。

第 2 点は、より抜本的な問題であるが、本件判決において事業継続のための担保権設定という視点が言及された点である。判決は被告らの主張を取り入れなかったが、仮に事業継続のための担保権設定であるとの事実が認定された場合、いかなる結論を取ることになるかの問題である。責任財産の保全という観点を詐害行為取消権の制度趣旨と捉える限りは事業継続性の要請を理由に詐害行為取消権の成立を否定するのは整合的ではないと思料される。仮にこの場合に詐害行為取消権が成立しないのであれば、この権利の制度趣旨そのものについて再検討する必要があると考え

ている。また、その場合、いかなる解釈論を構築するかも具体的に検討する必要がある⁴⁾。

本件判決は、基本的には改正前 424 条が適用される事案であり、その結果、これまでの判例法理に忠実な判断がなされたと分析、評価することができるが、本件判決には改正法 424 条の 3 の新たな解釈の可能性、さらには責任財産保全のための手続という詐害行為取消権の制度趣旨に関する従来の理解を再検討する契機を含んでいる。改正法下における詐害行為取消権の今後のあり方をめぐる議論に繋がる裁判例というべきである。

●——注

- 1) 国税徴収法 15 条により本件租税債権の法定納期限は平成 29 年 6 月 30 日となるが、同法 16 条によって同日までに納税者（A 社）の財産に抵当権が設定されればその被担保債権が租税債権に優先することになる。
- 2) この点はその後、倒産手続に移行しても維持され、結果、詐害行為取消権が行使されても債権者の平等が図られるわけではない点にとりわけ留意する必要がある。
- 3) この点について、中田裕康『債権総論〔第 3 版〕』（有斐閣、2013 年）251 頁では、通謀的害意の存在を理由に単純な弁済を詐害行為と認めた最上級審公判裁判例は見当たらないと指摘していた。
- 4) 筆者は、詐害行為取消権を責任財産の保全のための制度とのみ捉える従来の理解を改めて、債務者の責任財産の保全・回復を基底としながらも取消債権者と債務者及び全ての債権者間に存在する債権関係秩序の維持のための制度と理解すべきと考えている（拙著『詐害行為取消権の行使方法とその効果』（商事法務、2020 年）145 頁）。そして、これに基づき改正法 424 条の 3 の通謀的害意は、事業継続性が問題とならないケースであれば、単に、「①他の債権の存在と今回の弁済（あるいは担保の供与）により他の債権の弁済を困難とする事実の認識を債務者と受益者が相互に共有していること」と解釈すれば足りるが、事業継続性の観点が問題となるようなケースであれば、上記①の事実に加え、「②逸出した財産が事業継続のために有機的一体としての財産を構成しており、その全ての返還が認められなければ債務者の事業継続を困難にする事実の認識」が必要であり、両者が認められて初めて「通謀的害意」の要件を満たすと解釈すべきと理解している。拙稿「詐害行為取消権の新しい地平線」高須順一＝山田創一＝今尾真＝明石真昭『民法学の伝統と新たな構想・宮本健蔵先生古稀記念』（信山社、2022 年）を参照されたい。